供託金廃止キャンペーン・ニュース

緑の党 グリーンズジャパン

No.8　2017年10月4日発行

① 国側が本格的な反論を迫られる！

今回の裁判が画期的なのは、これまでの供託金違憲訴訟では「憲法に法律で定めると書いてある。合憲の判例がある」という簡単な反論で済ませていた国側が、それだけでは十分ではないとの認識へと追い詰められていることです。

次回の第６回公判が１月 10 日と２か月半もの間があるのは、国側がしっかりとした調査をしたうえでの反論が必要だと判断しているからです。

裁判長はＯＥＣＤ諸国の事例に強い関心を示しており、「なぜ諸外国では供託金制度がない国が多く、供託金の金額も低いのか」「供託金以外に売名行為・泡沫候補の排除の方法を採用しているのか否か」などの問題意識を持っているようです。

国側は、それに答えることが求められているわけです。

②緑の党の頑張りに好感度

第５回公判の報告会では、署名集め、自治体議会での意見書採択、カンパ集めの協力などでの緑の党の頑張りに関して、弁護団や支援する会などから好感を持った発言がされました。詳しくはＨＰの報告記事を。

カンパ集めへの協力とは、毎年５月３日の憲法記念日に新聞広告を出している団体の発送に、キャンペーンスタッフがカンパの呼びかけも記載された供託金署名用紙＆チラシを同封したことで、全国からカンパが集まっているからです。

③紙の署名をした人もネット署名を！

紙の署名活動は今後も続けます。供託金キャンペーンは 10 月末で終了しますが、裁判はこれからが本番です。ぜひ日常的に継続した取り組みをお願いします。

また、ネット署名も始めましたが、これは紙の署名とは別物なので、紙の署名を行った人も、改めてネット署名をお願いします。さらに、継続的に拡散をお願いします。

＊ネット署名はこちらから→https://goo.gl/P4iR6a

④総選挙期間中にも供託金を話題に！

希望の党の候補者の供託金や選挙資金に、民進党のお金が流れることがマスコミなどでも話題になっています。この機会を活用して世界一高い供託金の問題を広げ、関心を高めていきましょう。できれば署名も集めましょう。